

ムハンマド・アリの財政政策の破綻

岩永, 博 / IWANAGA, Hiroshi

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

20

(開始ページ / Start Page)

36

(終了ページ / End Page)

63

(発行年 / Year)

1968-03-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011738>

ムハンマド・アリの財政政策の破綻

岩 永 博

- 一、はじめに
- 二、ムハンマド・アリの治世に関する史料と文献
- 三、財政政策の形成
- 四、租税収入の推移
- 五、第二回シリア戦争と財政政策の破綻
- 六、おわりに

一、はじめに

ムハンマド・アリー(Muhammad Ali)は、ナポレオンのエジプト侵入に始まるオスマン・トルコ帝国の破滅的動搖のなかで、その一属領として内訌と混乱の極限にあったエジプトに、近代化の礎石を置いた卓越した政治家という、ほとんど一致した評価をえている。かれは、第一に分裂抗争をくりかえすマムルーク(Mamluk)の軍閥を撲滅・解体することによって、従来名目的であった総督の権力を実質的なものに確立し、国内分裂と封建的軍閥政治を根絶した(一八〇五—一八一四)。また貢納制の再編成によって封建的土地所有を終焉させるとともに、租税収入を増大し、専制的支配の基盤を固めた(一八一—一八二〇)。工業化(一八一七—)、内外通商の独占制(一八一七—)、

灌漑組織の近代化（一八一七）などによって、経済の飛躍的發展を促した。持続には失敗したがシリア、アラビア、スダンなどの征服に成功して、エジプトの支配権を強化し、そこに世襲的総督権を確立してエジプトのトルコ帝国からの実質的独立を達成した。

こうした多角的成果によって、ムハンマド・アリーは、たとえば『スルタン・セリム三世が一七九二年から着手して失敗し、マフムード二世が遅滞させていた新制度 (Nizâm Jadid) を、地方州で実施し、或る程度の成功を収めた最初のトルコ官吏であった』と、トルコ世界での改革の代表的才能と評された。また、サイード（一八五四〜六三年在位）およびイスマイル（一八六三〜七三年在位）などの後継者が、借款政策で国家を破滅させたのと比較して『かれの最大の功績はエジプトに借款を残さなかったことである』と讃えられてもいる。

しかし、かれの改革で終局的に成功したものは少なく、批判も夥しい。たとえば工業化はその技術と経営力の欠如による失敗の結果から無暴と糾弾され、専売制は民間企業の自主性を抑圧するものとして専制的と排撃され、土地改革も総督一族と権力者の大土地所有を再現して逆転したことから、空転を指摘されている。そのなかに現れた専制的強制については、「若し神が、かれの決断力、指導力、精力、組織力、達成力などの資質に匹敵する公正の観念を与えていたならば、かれは真に時代の奇跡であったであろう」と、搾取と誅求・強制労働などの人間性を蹂躪した行為として、きびしく批判されてもいる。

それにもかかわらず、ナシヨナリズムの興隆とエジプトの国民経済再建を背景とした新しい社会思想は、最近、ムハンマド・アリーの一連の政策への評価を逆転させつつある。かれの政策は国民経済形成への基本的方向を正しく把握したものであり、その糾弾・批判された点も後進経済の克服に必要な資本蓄積の手段であったと肯定し、かれの政策を破綻させたのは、国際経済の重圧であり、外的重圧が失敗の原因であったとして、かれを犠牲的敗北者として同情的にとらえようとしている。⁽⁴⁾かれの評価はまだ大きな振幅のなかで動揺しているといえよう。

このように、種々の評価が余儀なくされるムハンマド・アリーの政策と活動の幅広い、その矛盾と混乱、その破綻を示した成りゆきを、根本的に左右したのは、H・A・B・リブリンのいうように、かれの直面した財政問題と、それに対応しようとした財政政策であったといえよう。かれの政治的目標、権力欲、国際的圧力などが、かれの行動に間

接的につながるとしても、目まぐるしく変動した行動を直接誘発したのは、財政的必要であった。その意味で、以下ムハンマド・アリーの治世を通じて財政問題を跡づけてみたい。

注

- (1) Rivlin, Helen Anne B.; *The Agricultural Policy of Muhammad Ali in Egypt*. Cambridge, Massachusetts, 1961. p. 251.
- (2) Crouchley, A.F.; *The Economic Development of Modern Egypt*. London, 1938. p. 104.
- (3) al-Jabarti, 'Abd ar-Rahman; *Ajā' ib al-āthār fi 'l-tarājim wa'l-akhbār*, 4 vols. Cairo, 1904-5. Ⅲ Rivlin, H.A.B., *The Agricultural Policy*. p. 105. 46°.
- (4) Issawi, Charles, ed; *The Economic History of the Middle East, 1800-1914*. Chicago and London, 1966. p. 362. 46°
たが Issawi, Charles; *Egypt in Revolution; An Economic Analysis*. London and New York, 1963. p. 22.

二、ムハンマド・アリーの治世に関する史料と文献

◦近代エジプトの建設者◦とも評されるムハンマド・アリーであるが、その研究は、わが国では比較的未開拓なので、最初に多少文献と資料の紹介を付しておきたい。

ムハンマド・アリーの治世に関する直接的史料には、むしろイギリス・フランスなどの欧文の刊行物が多い。ナポレオン侵入以来のエジプトに対する西欧諸国の関心と、かれの行動からひきおこされた東方問題という衝撃的事件の国際政治的影響が、西欧人関係者の報告や著述を多く生み出させたからであろう。当時のエジプト駐在外交使臣、雇傭された技術者などの報告書には価値のあるものが少なくない。そうしたものは、当時刊行をみなかったが、エジプト近代史研究の興隆の後に、史的編集物として刊行された価値あるものも少なくない。これらのうち、高く評価されるものとしては、

- (イ) ナポレオン軍に従軍、エジプトの財務局長となったエステーブ伯 (Comte d'Estève) の財政報国的著作

(Estève, Comte: Mémoire sur les finances de l'Égypte depuis sa conquête par le Sultan Selym I er, jusqu'à celle du général en chef Bonaparte, in Description de l'Égypte, Etat moderne, 1st ed., Vol. I, Paris, 1809.)

④ エジプトの財政収入・支出・貿易の統計数が盛られているコラン(Auguste Colin)の詩簡(Colin, Auguste: "Letters sur l'Égypte", Part I, "Budget et et Administration" (Revue des deux mondes, XIII (January I, 1838), 101-111. Part 3, "Commerce" Revue des deux mondes, XIII (January 1839), 63-8.

⑤ フランスの外交文書の実録であるジョルジュ・ドウブ(Georges Douin)の諸刊行物

Douin, Georges: L'Égypte de 1830 à 1830. Société royale de géographie d'Égypte, Rome, 1935.

Douin, Georges: La mission du Baron Boisselcomte, L'Égypte et le Syrien en 1834. Société royale de géographie d'Égypte, publications speciales. Cairo, 1927.

などは、それである。

それらには、他のトルコ領とは比較にならないほど豊富に、経済計数の資料となるものが含まれているが、それにして、多くは比較的断片的であり、当時の経済事情を体系的に把握しうるほどまとまったデータとはなりえない。

同時に、それらの資料には、無批判な使用を許さない内容のものが少なくない。ムハンマド・アリーに仕えた仏人医師クロー(A.B. Clot)の総督讚美に終始した伝記。(Clot, A.B.; Aperçu général sur l'Égypte, 2 vols, Paris, 1840.)

また、ムハンマド・アリーへの同情的考察者であるム・マンガンの著作(Mengin, Felix: Histoire Sommaire de l'Égypte sous le Gouvernement de Mohammed Ali (1823-38), Paris, 1839.)¹⁾ など、とくに批判的に読まれねばならない。また、P. N. Hamont (P. N. Hamont) の価値ある経済社会資料を含むきびしい批判的著作(Hamont, Pierre Nicolas: L'Égypte sous Méhémet Ali, 2 vols., Paris, 1843.)²⁾ などは社会的後進性への先入観が強い点で、警戒的に読むとらねばならない。

一方で、ムハンマド・アリーの政策へきびしく政策的批判を加えた著述も、二・三にとどまらないが、それもしばしば本国政府および業界との対立に根ざしている点で、同様に純粹に客観的とはいえない。たとえばシリア戦争のくわしい報告を含むJ・バーカー(J. B. B. Barker)の著作(Barker, John B.B.: Syria and Egypt under the last Five

Sultan of Turkey, being Experiences during Fifty Years of Mr. Consul General Barker. 2 vols. London, 1876.) またパーマー・ストン首相に報告を寄せた J.・ボリングの著作 (Bowring, John: "Report on Egypt and Candia", Sessional Papers 1840, vol. XXI, Public Record Office (F.O. 78/381).)

などはそれであろう。

同時代の国内の文献は少ない。一八二〇年までの資料としては他に比肩できぬものを駆使したジアバルティの名著以外めぼしいものはない。(al-Jabarti, 'Abd ar-Rahmān; Ajā'ib al-Athar fi Tarājim wa 'I-Akhhār, 4 vols. Cairo. (Trans. Chafik Mansour Bey, Merveilles Biographiques et Historiques ou Chroniques du Abd al-Rahman el-Djabarti, 9 vols, Cairo, 1888-1896.)

エジプトの植民地化以降は、当然前の時代の研究書も減少した。また現れたものは、イギリスの学者を中心とした批判的なものが多い。それらは、かれの苛政・経済政策の失敗を指摘する点で、かれを占領者イギリスの改革政策の対立物として考えられたといえる。

第一次大戦前後のエジプト史学の発展にもなって体系的研究が現れ始めた。エジプトのみでなく、各国で注目すべき労作が現れている。しかし、それらはかれの近代化政策は評価しながらも、不可避的な苛酷さを非難し、経済改革を分析しながらも、国際経済への逆行を不合理視する、資本主義的観点のものが大部分といえる。

イギリス側の資料に偏してはいるが、ムハンマド・アリーの権力掌握までの推移を根底から検討した S・ブルバールの著作 (Ghorbal, Shafik: The Beginnings of the Egyptian Question an the Rise of Mehemet Ali, London, 1928.) 資料を豊富に駆使したムハンマド・アリーの治世の総括的研究である H・ドッドウェルの著作 (Dodwell, Henry: The Founder of Modern Egypt: A Study of Muhammed Ali. Cambridge, 1931.)

計数的資料には現在修正の必要なものを含むが、体系的な経済史の先駆ともいえる A・E・クルーシユリーの著作 (Crouchley, A.E.: The Economic Development of Modern Egypt, London, 1938.)

さかぶる広汎な文献調査を含む農業部門の特殊研究 A・A・アル・ヒッタの著作 (al-Hitta, Ahmad: "Murajji' 'at-rikh az-zira'ah al-misriyah fi 'ahd Muhammad 'Ali", al-Majallah al-Ta'rikhiyah al-Misriyah. Société Royale d'études

historiques, I, Nos. 1-2 (1948), pp. 229-254.

オスマン・トルコ政府の政令を蒐集したナフームの著作 (Nahum, Hayyim: Recueil de firmans impériaux ottomans adressés aux valis et aux khédives d'Egypte, 1006 II-1322 II (1597 J.C.-1904 J. C.), Cairo, 1934.
 などは、これにあげられよう。

エジプトのナショナリズムの昂揚、国民経済建設理念の高まりとともに、ムハンマド・アリーの政策と歴史的意義の再評価が始まった。かれの政策の民族的意義を強調し、それへの国際的圧力を重視する傾向はそれである。

ムハンマド・アリーの工業化計画の社会的影響を誇大視し、一八三八年のイギリス・トルコ通商協定後、工業計画への影響を強調する M・フアフミーの著作 (Fahmy, Moustafa: La révolution de l'industrie en Egypte et ses conséquences sociales au 19 siècle (1800-1850), London, 1954.)

政治・経済政策への財政的影響を強調する H・A・B・リブリンの著作 (Rivlin, Helen Anne B: The Agricultural Policy of Muhammad 'Ali in Egypt. Cambridge, Massachusetts, 1961.)

後進的経済の開発に必要な強制的資本蓄積と計画化を強調する C・H・ハリスの著作 (Harris, Christina Phelps: Nationalism and Revolution in Egypt: The Role of the Muslim Brotherhood. The Hague, London and Paris, 1964.)
 C・イサウィーの著作 (Issawi, Charles: Egypt in Revolution, An Economic Analysis, London and New York, 1963.)
 などは、この範疇に属するものであらう。

こうして、ムハンマド・アリーがエジプト民族発展のうえに占める地位を主体的に把握することは、史料の科学的検討と批判的総合のうえで、ようやくその基礎を固めはじめたといえる。しかし、国民経済と国際経済の交錯する環境のなかで、それを純粹客観的に位置づけることは、緒についたにすぎず、なお多くの検討を必要としよう。

三、財政・経済政策の形成

H・A・B・リブリンはその著作の冒頭でこうのべている。

ムハンマド・アリーの財政政策の破綻 (岩永)

「ムハンマド・アリーの生涯は、権力の獲得、権力の保持、権力の拡張、権力の相続者への移譲、という四つの時期を推移している。それぞれの段階で、強力な軍隊と無尽の財政収入を必要とした。たえずこれを達成させる軍事および財政政策をうちだしている。

かれの行動では財政政策が軸心といえる。これはこの国の源泉である農業と何よりも関連しているが、農業政策からあったとしても、それは、財政政策の一面であり、それと不可分である。軍事上の無限の要求に即した財政収入増大の問題が、農業政策を生んだ。またそれが土地改革、租税制度強化、徴税制度改善、官僚制度を生み出させた。作種の多角化、とくに長せいの棉花の栽培、農業技術改良、灌漑組織の改良、とくに夏作(Saif)用水路の開設、土地の開墾、などの農業政策はすべてそれに発していた。また農産物と結びつく通商の独占制、農産物を加工軍の需要をまかなう機械工業を創設しようとした工業化計画などは、すべて財政の必要に基づいている」と。
たしかに、ムハンマド・アリーは政治・軍事・経済の近代化、領土的発展、など多くの政治的願望をかかえていた。しかし、これらの政策へ着手した動機は、最も多く財政的理由に発しているといえる。

イ 租税請負制 (Iltizam) の廃止と税制の改革

ムハンマド・アリーの財政改革は、第一に土地制度と税制の改革を中心に着手された。オスマン・トルコ帝国の一部をなすエジプトでは、一部の授与地 (tizqah) や宗教領 (waqf) を除いて、農耕地はすべて国有地 (arz al miri) と見做されていた。国有地は、耕作権のみを認められた農民によって耕作され、国は徴税請負人 (multazim) を通じて、その租税を徴収していた。徴税請負は一六世紀には短期的権利であったが、その後長い慣習のもとで世襲的権利と化し、徴税人は租税請負に基づく土地管理権によって一種の半封建的土地支配者と化していた。⁽²⁾

この制度のもとで、農民は保有地の地代として、国税 (mal al hurr) / 地方庁経費 (kushūfiyah) / 特別税 (mudaf ̄ barrāni) などを徴収された。国税は、さらに、(miri) 国税と (fāiz) 管理料に分かれるが、miri が政府の取得分であり、fāiz は multazim の取分とされた。平均値にして miri は全税額の五分の一内外であり、fāiz は全税額の半ばをこえていた。地方政庁の経費や特別経費に充てられる mudaf ̄ barrāni は、総額の二〇〜三〇%を占めていたといえる。⁽³⁾

このような *multazim* は、大部分が、エジプトの軍団を構成するマムルーク (*mamlūk*) の幹部層であり、かれらは全エジプトの租税請負権をもって、統治、軍事、財政機構を支配していた。ことにかれらは、トルコから派遣された総督を傀儡化し、派閥対立で権力闘争に耽つて政局を動揺させつづけていた。ムハンマド・アリーはエジプトの総督に任命されたのち、かれらの抵抗に苦しめられた末、一八一一年四月にエジプトの有力マムルークをカイロの城内で暗殺して、その軍事力を剝奪した。同時にかれらに属した *Itizām* (徴税請負地) を没収して、政府に回収した。これまで、エジプトの財政収入の根幹である地租は、*Itizām* 制度によって徴収されていたので、その援護者であるマムルークを撲滅することは、その封建的領土権の廃止にほかならなかつた。それに引続いて、一八一一年三月から一八一二年四月にかけて、かれは上エジプトのマムルークの討伐を行なつて、それらの *Itizām* (徴税請負地) を没収し、その後、一八一四年三月下エジプトの全 *Itizām* を没収し、すべての *Itizām* を国有地に回復し、国家の直接徴税制のもとにおいた。一八一四年の収公地で、旧 *Multazim* (徴税請負人) には一代限り、従来の *Fāiz* 相当分を年金で与えられた。またかれらは *fāiz* 以外に直営地 (*wasīyah*) をも与えられて、その収入を徴税経費の充てているものもあつたが、この *wasīyah* も *miri* 相当額の納税を以つて、一代限り、保有を認められた。⁽⁴⁾

ムハンマド・アリーは、従来 *multazim* に帰属したこの *fāiz* を政府が取得することによって、租税収入の増加を図り、また徴税を直接国家の管理下におくことによつて、諸経費の節約をおこない、財政を潤沢にしようとしたものにほかならない。

新制度のもとで、ムハンマド・アリーは従来の諸税を一本化し、単位面積当りの定額で徴収した。その定額は、貨幣価値の変動も含まれるが、一フアダン当りの最高額を一八〇九年の一〇〇パラから、一八二七年の二七〇〇パラ、一九三二年の二八八〇パラと漸増され、末期には農民の負担能力をこえたほどの額にまで引き上げられている。

(後述節参照)

土地制度と税制の改革は、こうして、封建的軍事、政治組織を解体して、エジプトの政治改革と国家統一を成り立たせたものであるが、同時に厳しい徴税制度によつて統一政権の財政的基礎を強化するものとなつたといえる。

ロ 貿易独占制

ムハンマド・アリーの第二の財政政策は多大の収益をあげる国営商業、とくに外国貿易独占制であった。ナポレオン戦争時代、欧州の食料不足に乗じてムハンマド・アリーは大商船隊を建造し、スルタンの禁制を冒して穀物輸出を、とくにイギリスに対して行なつて、巨利を取っていた。一時フランスの抗議により、穀物をフランスへ販売する方針もつたが、イギリスの制海権に妨げられて、フランスとの取引は不可能であった。一アルデブ (ardab) が一八一〇年八〇ピアストル (piastre)、一八一二年一〇〇ピアストルで売られた小麦を、農民から一五〜二〇ピアストルで買い取っていた (エジプトの国内小売値は、各一〇ピアストル〜三〇ピアストルであった。⁵⁾ かれは戦争後も穀物の貿易独占を継続しようとして、一八一六年にも一〇〇隻の船で穀物をシシリ、ナポリなどへ送っていた。

ムハンマド・アリーは、この貿易収益を増大するため一八一六年以来主要農作物に専売制を布きはじめた。棉花、砂糖、塩、麻、絹、米、蜂蜜、胡麻をすべて国営の倉庫に搬入させ、政府の手で輸出商に販売して輸出させた。一八二一年以来この専売制をあらゆる商品に拡大して、全国内商品を専売のものにおいた。一八二九年以来は国内での売買をも制限して、農業収穫を総督に売却させている。マンガンによれば、小麦の売入価格は一アルデブ当り三〇ピアストル、粟は二〇ピアストルであったが、総督はこれを五〇ピアストル、三二ピアストルで売って、約七〇〜四〇%の利益をあげた。⁷⁾ 専売による利益は、一八二一年に三四〇、〇〇〇エジプト・ポンド (総収入予算一、二〇〇、〇〇〇エジプト・ポンド) 一八三六年には七五〇、〇〇〇エジプト・ポンド (総収入予算三、〇〇〇、〇〇〇エジプト・ポンド) で、それは財政収入の約二五%にのぼった。⁸⁾

こうした政府の貿易独占は、当時イギリス・フランスの貿易商や外交使臣から、自由通商と民間経済発展の最大の障害として非難された。一八三八年のトルコとイギリスの間で成立した通商協定は、自由貿易を規定し、エジプトにおける種々の抵抗にもかかわらず、一八四二年に完全に実施され、この専売制を撲滅したものであった。

八 工業化政策

工業化政策は、ムハンマド・アリーの財政政策の第三の重要対象をなした。かれは、早く手工業に国家統制を行なっていたが、一八一七年から手工業を機械工業へ転換させ、近代的工業化を進めた。手工業の国家統制は一八一六年頃

から始められた。⁽⁹⁾ 政府は織維業局を設け、各村に取扱者を派遣して、紡がれた糸を買入れさせ、各村の織機には親方 (Shaykh) が任命され、糸の供給や仕事を監督した。仕上がった織物を一定価格で購入する役人が各村に派遣され、かれらの手で、製品に捺印がされた。製品を私的に売買することは禁じられ、違反者は重刑に処せられた。製品は、特権的商人に一定値で卸されて、売られた。ただし最初統制は麻の紡とリンネル織物に限られた。

一八一四年から機械工業の導入が検討されていた。国民の利益に反すると反対した Drovetti や一族の意見を排し、原料が豊富なのと安い労働力をもっていることで西欧品に競争できると、説いたスウェーデンの総領事 Joseph Bokty の見解を支持して一八一七年クルンフィッシュ (Khurunfish) の大工場、ブーラーク (Bulāq) の工場に、紡績機、梳毛機、織機が設けられた。さらに漂白工場、二つの染色工場がそれぞれブーラークに設けられた。技術者や織工はイギリスやフランスが提供を拒否したので、主として南欧、イタリアから雇入れられた。工場労働者として国内で四、〇〇〇人の青年が徴用されている。⁽¹⁰⁾

一八二〇年からは機械工業の種目が増大され、精米工場、帽子工場、活版印刷工場、鑄鉄工場、銅板工場、鉄砲製造の武器工場、火薬工場、硝石工場などに拡がり、ドロヴェッティの反論を排して、全陸海軍の補給を国内生産で調達するまでに拡大された。建設した工場とその建設経費は別表のようであった。(表1) 工場は後述のように技術の未発達、経営能力の不足のため、西欧の廉価な工業製品と競争しえず、一八三〇年代末から次第に停止されるにいたるが、ともかく暫くの間、軍の補給をある程度肩替りすることによって、幾分とも財政支出の削減に役立った効果は見出すことができない。

二 財政規模の推移

ムハンマド・アリーの治世中の財政収入については充分な計数資料に欠けている。ジョルジュ・ドーアン (Georges Douin) の編纂したフランスの使臣ボアルコント男爵 (Baron de Boislecomte) の報告に採録されたものは、比較的客観性のある計数といえよう。(表2)

計数は一八〇五年から一八四六・七年の間の七年についてあげられている。これについてみると彼の治世の四十二年の間に、財政収入の総額はエジプト通貨のピアストルで六〇倍の増大がみられる。

(表1) ムハンマド・アリーの工業投資

種	日	経	費
綿より糸工場24工場 (@ 150,000ドル)		3,600,000	ドル
ブーラクの織布工場		40,000	
キアラコ染色工場		200,000	
精米工場 100 工場 (@ 1,000ドル)		100,000	
農産物を原料とした工場合計		3,940,000	
タルブージュ (帽子) 工場		220,000	
活版印刷および活字鑄造工場		30,000	
カイロの鑄鉄工場及銅版工場		150,000	
ブーラクの造船用鑄鉄工場 (50~60鉄炉をもつ)		300,000	
カイロの小武器および大砲工場 (小銃週産 500 丁)		1,500,000	
ローダ (ar-Rawdah) の火融工場		600,000	
バドラシャイン (Badrashaya) の硝石工場		20,000	
製造工場での 8000 頭の牛 (動力用)		240,000	
計		7,000,000	

出所: Rivlin, A.H.B., op. cit., p. 196.

(表2)

年	ピアストル	仏フラン
1805	5,000,000	8,000,000
1812	23,000,000	23,000,000
1821	70,000,000	50,000,000
1825~1826	200,000,000	100,000,000
1829	230,000,000	90,000,000
1833	253,000,000	76,000,000
1846~47	300,201,729	75,052,432

は最高で一・二・五倍、末年で九・四倍といえよう。

ムハンマド・アリーが権力を握った当時と地方のマムルークをほぼ支配した時期、すなわち一八〇五年と一八二二年との間には、約三倍の財政規模の増大がみられる。一八一二年は、一部のマムルークの *Itizam* の没収はあるが、まだほとんど古い *Itizam* 制度が存続している時期であり、この年の財政収入は、ナポレオンの侵入前の古い制度で国家統一の成立した状態における平均的収入規模に近いといえよう。一八一三四年以降 *Itizam*

いうまでもなく、ムハンマド・アリーの治世中の貨幣価値の変動は激しい。その初期には特に激しく、中期以降もかなり継続的に、貨幣価値は下落している。為替交換率の下落は治世の全期間で六・四倍にのぼる。(表3)したがって財政収入額をフラン貨に換算すると表2の右欄の額に当る。實質的にも財政収入の増大

(表3) ピアストルの交換率推移表

	1 ピアストル当り フラン価	2 フラン20サンチーム	スペイン ドル 価
1773			0.44
1798	1	40	0.27
1822		40	0.08
1830		0.35	0.065
1833		0.30	0.051
1844~5		0.25	

出所：Rivlin. H. A. B.; *The Agricultural Policy*. p. 121 の Boislecomte の表より作成。

制度が完全に廃止されて、国の直接徴税制が布及し、新税率が制定された一八二一年までに、財政規模は約二倍に増大した。この税制が整備され、貿易独占の確立してゆく一八二五年頃までに、さらに規模は倍加している。しかし、一八二〇年代後半からは、名目的な徴税額の増加にもかかわらず、苛税による農村の荒廃や軍事行動の重圧にもとづくインフレーションのため、実質的収入は低下の傾向をとっているといえよう。

その経緯を概観すると、一八二〇年代はともかくとして、一八三〇年代にはその財政状態は慢性的欠乏をつづけて悲劇的状态にあったといえる。能力獲得までの初期は別としても、通貨の経統的低落をみるのもこの時期であり、非常な苦境にたっていたといえよう。

注

(1) Rivlin, Helen Anne B; *The Agricultural Policy of muhammad Ali in Egypt*, Cambridge, Massachusetts, 1961. pp. 252.

(2) Shaw, Stanford J.; *The Financial and Administrative Organization and Development of Ottoman Egypt 1517-1798*. Princeton, New Jersey, 1962. pp. 1~10.

Gibb, H.A.R. and Harold Bowen; *Islamic Society and the West*, Vol. 1: *Islamic Society in the Eighteenth Century*, part. 1, p. 265. London, 1950, 1957. Rivlin, H.A.B., op. cit., pp. 20~24.

(3) Shaw, S. J. は一七九八年におけるエジプトの財政収入を検討し、*miri, far iz, kushufiyah, barrani* などの額をききとらうにみている。(Shaw, S.J., op. cit., pp. 96~97) なお、総督政市の収入としては、各都市に課せられた市場税(*muqata'a*) キリスト教徒の人頭税(*jizyah*) などがあつた。

a) 租税の内訳 (単位：バラ)

mal al hurr	kushūfiyyah	fatiz	barrāni	合計
87,691,949	49,880,494	180,158,507	93,068,922	411,800,052

b) 總督政府の收入 (単位：バラ)

mal al hurr	mugata'a	jizya	諸 費	合計
78,940,578	17,391,415	18,922,447	4,644,819	119,899,259

- (4) Rivlin, op. cit. pp. 55~56.
 (5) Crouchley, A.E.: The Economic Development of Modern Egypt. London, 1938. p. 86.
 (6) *ibid.*, p. 89.
 (7) Mengin, Felix: Histoire de l'Égypte sous le Gouvernement de Mohammed Ali (1823-38). Paris, 1839. p. 170.
 (8) Crouchley, op. cit., p. 86.
 (9) *ibid.*, p. 67.
 (10) *ibid.*, p. 195.
 (11) Douin, Georges: La mission du Baron Boisdecomte. L'Égypten et la Syrie en 1833, Société royale de géographie d'Égypte, publication spéciales, Cairo, 1927. p. 125.

エジプトの通貨はトルコ帝国の通貨となつてゐるほかフランスのフラン、スペインのクローレルなどが通用してゐた。最も小額の単位はバラ (para) で、四バラと同額のクルシヨ (kurush) が別の単位をなしてゐた。クルシヨが西歐人にはピアストルと呼ばれた。五〇〇ピアストルに当るパース (purse) が巨額の単位に用いられた。また一九世紀後半ピアストルがポンドと同価となりエジプト・ポンド単位が成立した。

- (21) Esteve, Comte; Memoire sur les finances de l'Égypte depuis sa conquete par le Sultan Selym Ier, jusque a celle du general en chef Bonaparte, in Description de l'Égypte, Etat moderne, 1st ed., Vol. 1, Paris, 1809. p. 130.

四、租税収入の推移

イ 財政膨張の諸要因

前述のように、ムハンマド・アリーの治世を通じて、財政規模はいちじるしく増大した。それは、初期の税制改革や経済政策の強化による収入増大で、一応充実されたが、末期には支出の増大が調達能力をこえる傾向を示している。まづ、この財政支出膨張の要因を一瞥しておく必要がある。

必要の第一は軍事費であった。軍事費の増加は、数次の外征とシリア戦争を實行するために行なった軍備の強化、兵員の増加に基づくものである。ナポレオン侵入前一二、〇〇〇人を常態とした兵員は、一八二九年には六二、〇〇〇人に増えたが、第一回シリア戦後の一八三二年には一二五、〇〇〇人に増大し、第二回シリア戦争直前一五七、〇〇〇人に膨張していた。⁽²⁾人口総数三〇〇〜四五〇万人の三%をこえる軍備は、前近代的国家の能力をこえていたといえるが、それが何よりも財政の膨張を促してやまなかった。

第二は農業改良のための灌漑治水に必要な土木事業の経費である。かれの設けた最大の運河で一八一七年に着工し、一八二〇年に完成したマフムディアヤ用水路⁽³⁾ (al-Mahmūdiyyah Canal 幅三六米、深さ一四米、長さ七二軒)は、建設費一、七五〇万ピアストルを要したという。⁽⁴⁾かれの治世に開さくした運河の全長は八〇〇軒をこえると算定されている。その多くのものはマフムディーヤ運河より遙に規模が小さく幅も狭いものであるが、全長約八〇〇軒にのぼるものの建設費総額は巨額にのぼったであろう。そのほか、一八三七年に再計画したデルタのパラーシュ (Qanātir al-Khayriyah) は四、四〇〇万ピアストルの経費を見込んでいた。⁽⁵⁾ボーリングは運河に沿って設けた揚水機 (Sāqiyyah) 三八、〇〇〇箇でも、建設費一億三、六五〇万ピアストルを要し、その維持費は年々七、三五〇万ピアストルにのぼったとみている。この灌漑は、農産物の増収をもたらし、棉花の輸出を一八二二年の三万五、〇〇〇カンタルから一八三七年の三万五〇〇〇カンタル、一八四七年の二万五七、五〇〇カンタルの程度に増加さすなど、農産物の輸出増大による収益をもたらして、ある程度支出を償ってはいるが、莫大な建設経費は大きな財政負担となった。

第三は工場建設である。かれの創設した機械工場の建設費は、一八三二年までに七〇〇万ドル（一億六〇〇万ピアートル）にのぼったと推定されている。⁽⁸⁾しかもこれはデュアメー（Duhamel）によれば終始赤字運営を余儀なくされたものであり、その運営費負担も加わって支出の大きな部門をなしていた。

こうした諸部門の他、道路建設、都市改造、船舶建造などの諸事業にも少なからぬ資金を必要とした。ことにムハンマド・アリーは一宮殿を建設して一都市を荒廃させた⁹といわれるように、後継者ほど極端ではないが、宮廷生活の浪費もいちじるしいものがあつた。これら総督一族の経費は、高級官僚、地方長官などの巨額の給与などとともに、財政支出の重圧となつたと思われる。

ロ 租税引上げの状況

地租収入の変化

こうした支出に見会う財政収入の構成とか、増大の経過を詳細にあとづけることは現在のところ困難であり、わずかに徴税制度の整備や税率の改訂の経過から、大体の傾向を推定しうるにすぎない。

いうまでもなく、財政収入の大部分は地租収入である。その推移を、種々の報告を総合してリブリン（Rivlin）は、表3のように計算している。⁽⁹⁾これらの計算はいずれもボアルコント（Boisecomte）のものより、尨大であるが、それぞれで、地租収入が総収入の半ば前後を占めていることを示している。また総税収入の低下にもかかわらず、地租収入は末年まで増加しつづけている。この地租の増大の理由は、一には地租率の引上げと直接徴税制の結束であり、二には課税地の拡大、たとえば wasiyah 地がその所有者の死後国家に還歸されたなど、に基づくものである。

ムハンマド・アリーは治世の初頭から財政収入の確保のため徴税組織の確立につとめている。一八〇六年に最初の税額表の整備を行ない、納税者名簿に土地面積と税額を記載したが、そのとき緊急的に定めた税率は、一ファツダーン当りフランス占領時の二七〇パラに比し著しく高い一五〇一六 patagues rial（一三五〇一四四〇パラ）となつている。これは一八〇九年、一ファツダーン当り、八〇〇、九〇〇、一〇〇〇、一一〇〇パラの四種の税率に引下げられ、調整された。⁽¹⁰⁾

Itizām 制の廃止と並行して一八一三年から一八一四年の土地測量が行なわれたとき、税率は一〇、一一、一二、一

(表) 財政総収入と地租収入 (単位:ピアストル)

	Boislecomte	他の収入によるもの		
		総収入	地租収入	備考
1821	70,000	—	66,054	Mengin
1825	200,000	—	—	—
1827	—	400,000	—	Barker
1829	230,000	380,000	—	Mimeut
1833	253,000	—	—	—
1834	—	311,000	140,500	Colin
1836	—	364,300	160,000	Duhamel
1838	—	360,000	—	Count Medem
1844	—	—	230,000	Barnett
1846	300,201	—	219,000	Murrey

ムハンマド・アリの財政政策の破綻(岩永)

四、一五 riyal の五段階に分けられ、九〇〇、九九〇、一〇八〇、一二六〇、一四五〇 para と約三〇%引上げられた。これと同時に、これまで miri, faiz, kushufiyah などに税額の内容が分割されていたものが、国税 kharaj 一本にまとめられた。一八一三〜四年の税率は一八二一年には、第一級地を一ファツダーン当り一七 pataques (= riyal' 一五三〇パラ)、一八二二年に三二〇〇パラ(一一級は二二〇〇パラ)、一八二四年には六七・五ピアストル(二七〇〇パラ)と、相ついで引上げられている。その後、第一回のシリア戦争の後、税率は第一級地を二八八〇パラに増額されている。このとき、土地は九種に分類され、一一ピアストルないし七二ピアストル(四四〇〜二八八〇)の税率が定められている。

課税地面積の変化も詳細には知られてない。しかし、土地台帳表によれば mulazim 制の廃止された直後の一八二〇〜二一年には、課税地が一九五万六六四〇ファツダーンであったが、一九四四年には課税地は三五六万九四七九ファツダーンに増加している。⁽¹¹⁾ ムハンマド・アリーの治世中、耕作地面積の増加はほとんどみられなかったとみられる。増加分二六一万二八三九ファツダーンは、Iltizam 制廃止で一代限り授与されていた wasiyah 地の国家に還元されたもの、国有地として原料作物の栽培地とされていたもの、ab'adiyah 地とされていたもので耕地化されたもの、からなると考えられる。miri 相当額のみ課されていた wasiyah 地が faiz と kushufiyah 分の合計の約三倍に近い kharaj を徴収されることによって、収入はかなり増大したといえよう。

人頭税

財政収入の増大のために、相ついで徴税額を増加しながらも、支出をまかないきれなかったムハンマド・アリーは、地租以外の財源を大幅に模索した。また地租について伝統的なイスラム法の税率の限度を破ったかれは、その他の税種目でも、イスラム制度の枠を破って、苛酷な誅求に走っている。新らしい人頭税 (*furdat ar ru'us*) の制度はその典型的なものであった。

イスラム制国家オスマン・トルコ帝国の一環であるエジプトでは人頭税は大きな収入源をなしている。しかしキリスト教徒の人頭税は本来スルタン政府へ全額送付されるべきものであるから、エジプト政府の財源とはなりえなかった。

ムハンマド・アリーはいわば宗派の別なく、都市・農村の別なく、戸数割的に住民から人頭税 (*Furdat ar ru'us*) を徴収した。成人は能力によって五ペラから五〇〇ペラの税を徴収されたが、農民は通常三〇ないし一〇〇ペラ、職人は比較的高額のもの徴収された。外国人は免除され、官吏は減額された。⁽¹²⁾ *furdat* の額は一八二九年の六二四万ピアストルから一八四五年の四〇〇〇万ピアストルと急増して、収入の大きな部分をなした。(表4) キリスト教徒の *jizyah* は別に徴収された。その率は一人当り九、一八、三六ピアストルの三種で、一八三四年には合計四〇〇〇万ピアストル一八四五年には五二〇〇万ピアストルのぼっている。ジズヤもまた第一回シリア戦争後の財政不足に対応して強化された状況が推測される。

住宅税

一八二二年に、各戸一三二〇〜一八〇ピアストルの住宅税が課されたが、非常な反対があつて一時廃止された。しかし後 *sal'yan* として復活され、一月の家賃分を徴収

(表4) *Furdat*の額
(単位：ピアストル)

年次	額
1829	6,240,000
1834	37,500,000
1835	30,000,000
1845	40,000,000
1846	52,718,895

された。

棗椰子税

農村ではさらに棗椰子の課税が大きな額にのぼった。この税は古くから存在したが、一八二二年には椰子の木一本

に二ピアストル（八〇ペラ）が課せられた。そののち改訂されたがボーリング（Borring）は一八三五年、一本に四〇ペラづつ全国に約二〇〇万本課された、と言っている。デュアメル（Duhamel）も、上エジプトで二〇、四〇、五〇ペラ、下エジプト四〇、六〇、一〇〇ペラが課されると報告している。これはバーカー（Barker）の計算では年額二〇〇万ピアストルにのぼる。総額は必ずしも多いとはいえないが、納税者にとっては少なからぬ負担とみられる。

以上のような苛税の誅求は、エジプトの農民を未曾有の窮乏に陥れたと、多くの当時の批判的考察者からみられている。たとえばメデム伯は『ムハンマド・アリーの慈愛的考案にもかわらず、徴用と専売と苛税とによって継続的衰退に陥れられている』⁽¹³⁾といひ、ハモン（Hamont）も、『人類の歴史で、封建制と奴隸制とを問わず、労働者から食料まで奪い尽したエジプトのような経済制度をみることはできない。ムハンマド・アリーは農民を飢食にする〇〇まで妬んだかにみえる』⁽¹⁴⁾。こうした誅求が農民の労働意欲を失わせ、エジプトにマムルーク時代の暴政さえも、望せたと*いわれる*。⁽¹⁵⁾

ハ 慢性的財政窮乏の状態

このような租税政策によって達成された財政収入が、支出とどう見合っていたかについても、精確な算出はむづかしい。いろいろな報告に基いてみれば、収入はしばしば徴税見積りを下廻った。滞納慢性的となり、政府は収入不足のため官吏や兵士の給与支払遅延や国内商人からの前借りを余儀なくされた。それはことに第一次シリア戦争以降頻繁になつてゐる。

窮乏はたえず税率改訂を促した。一八〇六年から七年にかけての最初のものはフランス侵入以来混乱をつづけた制度の再建を目指したものであるが、とくに高い税率をうち出している。一八〇七年一〇月の傭兵の叛乱の際、一説では延給与支払の滞額は三〇〇〇万ピアストルにのぼっていたといわれるほどで、税制改訂は財政の窮迫に促された点が多い。このときムハンマド・アリーは叛乱者に三か月分の給与の支払いを約束し、残余は切捨てて収拾している。⁽¹⁶⁾一八一三〜一四年の税制の根本的改訂で財政の基礎が固められたが、ナポレオン戦争終了後のスルタン政庁への貢税の増大などで脅かされはじめ、一八一七〜一八一八年の間のアラビア遠征、一八二〇年から六年間のスダン遠征、一

八二四年からのギリシア独立鎮圧の遠征の経費で著しく庄迫を加えられた。これらの経費調達のために、地租率の引上げが行なわれたほか、貿易独占制が固められた。また貿易をする農業増産のための運河の開き、軍需品調達のための機械工業の創設が行なわれたが、それらもむしろ創業費負担を加重することとなった。これに加えて一八二四、二五年の過度の洪水と氾濫による農村の被害によって農民の未納が増大した。一八二七年一〇月には官吏・兵士への給与の遅滞が表面化し、その額は一億五〇〇万ピアストルにのぼった。⁽¹⁷⁾これに対処するため全国の州の有力者(shaykh)たちを集めて、滞納分の二年間での完納を要求する指示が出されたほか、高官の自発的拠金の要求、肥沃地への特別課税が行なわれた。この状態はナバリノ(Navarino)の海戦後、やや緩和され、一八二八年の好調な洪水でようやく一時安定をみるこゝができた。

第一回シリア遠征後、財政は漫性的に窮乏をつづけた。遠征費捻出のための苛税のため、農村では滞納と離村逃亡が増加した。一八三二年には滞納が三五〇万ドル(一億五〇〇〇万ピアストル)にのぼり、翌一八三三年にはまた税率引上げをせねばならなくなっている。⁽¹⁸⁾また一八三四年初、官吏・兵士への不払いが三一〇〇万ピアストルに達し、国内の商人から前貸をうけて財政支出に充てねばならなかった。一方では苛税の重圧を調整するため一部に減免の措置さえとられるほど離村と滞納がつづいている。一八三七年の春の滞納分は九五〇〇万ピアストルにのぼり、この年の洪水不足で秋には財政窮乏がつのって、⁽¹⁹⁾一八三八年各州の長官(mudir)の会議をもって完納の方策を構じねばならなかった。一八三八年の良好な洪水でやや破滅はひきのばされたが、一八三九年からの第二回シリア戦争は、貿易の減少⁽²⁰⁾とも相俟って財政不足を破滅的とした。このとき、フランスが二〇〇万ドルの借款供与を提言しているほどであった。

シリア戦争でのムハンマド・アリーの屈服は、文字通りこうした財政窮乏がこれを余儀なくさせたものといえる。第二回シリア戦争の敗北はかれのあらゆる建設的政策の倒壊の第一歩であり、このときを転機にかれの国内政治経済の指導力と財政政策とは、国際的圧力のもとに蹂躪され、変貌を余儀なくされてゆく。

#

- (1) Barker, John B.B.; *Syria and Egypt under the last Five Sultans of Turkey, being Fifty Years of Mr. Consul General Barker. 2 vols.* London, 1876. Jul. 7, 1829.
- (2) Patrick Campbell, May 14, 1838. Bowring, John: "Report on Egypt and Candia", *Sessional Papers 1840*, vol. XXI, Public Record Office (F.O. 78/381).
- (3) Rivlin, Helen Anne B.; *The Agricultural policy of Muhammad 'Ali in Egypt.* Cambridge, Massachusetts, 1961. p. 222.
- (4) *ibid.*, p. 248.
- (5) *ibid.*, p. 235.
- (6) *ibid.*, p. 248.
- (7) Crouchley, A.F.; *The Economic Development of Modern Egypt.* London, 1938. pp. 92~93.
- (8) Barker, John B.B.; *op. cit.* April 10, 1832.
- (9) 本邦の對世界の進歩の歴史 リヴリン, H.A.B.; pp. 126~129. 以下略
- (10) *ibid.*, Appendix II, pp. 266~268.
- (11) *ibid.*, p. 133.
- (12) *ibid.*, p. 134.
- (13) Hamont, Pierre Nicolas: *L'Égypte sous Mehemet Ali. 2 vols.*, Paris, 1843.
- (14) Douin, Georges; *La mission du Baron Boissecomte. L'Égypte et la Syrie en 1833*, Société royale de géographie et d'Égypte, publication spéciales, Cairo, 1927. p. 288.
- (15) Rivlin, H.A.B.; *op. cit.*, p. 124.
- (16) *ibid.*, p. 129.
- (17) Barker, April 25, 1834. Rivlin. p. 130.
- (18) Campbell: April 25, 1834.
- (19) *ibid.*: March 30, 1837.

五、第二回シリア戦争と財政政策の破綻

イ 貿易独占制の廃止と工業化政策の終焉

シリアにおける農民の叛乱で口火がつけられ、トルコとの対決を西欧列強の介入で抑止され、エジプトの世襲的総督権以外のあらゆる領土支配の喪失を招いた第二回シリア戦争（一八三九・六一—一八四〇・七）は、表面的には擡頭をつづけながら、裏面ではようやく経済的行詰りに逢着しはじめていたムハンマド・アリー(1)の経済財政政策に致命的打撃を与え、政策の転換を強いるものとなった。それは第一に一八三八年トルコとイギリスの間に成立した通商協定をエジプトへ強制し、自由貿易政策の採用を余儀なくした。第二に領土の縮小から地租収入増加の必要を一層つものらせ、収獲の強制と大所有制への転換をもたらしした。

一八三八年イギリスがトルコ帝国と結んだ通商協定は、トルコの国内におけるイギリス人商人に、取引の自由を容認し、輸入関税を従価五%、輸出関税を従価十二%に固定し、イギリスの商品の流入を容易にしようとするもの、産業革命後世界の市場制覇を目ざすイギリス産業資本によるトルコの輸出市場化を完成しようとするもの、であった。これは本来オスマン・トルコ本国やレバント地方で国内生産と貿易を独占していた現地人ギルトの制約を打破しようとするもので、エジプトまで指向しては⁽²⁾いなかった。しかし協定成立後、エジプトの貿易独占制を批判する商人の圧力で、エジプトへの適用が図られた。そして第二回シリア戦争敗北後、ムハンマド・アリー(3)の抵抗を排し、一八四二年五月以降、完全にエジプトに適用されたものであった。

事実、協定は成立後直ちにエジプトでも実施を迫られたが、ムハンマド・アリーは当初種々の方法で実施を阻害しようとして試みている。一八三九年三月ムハンマド・アリーはイギリスの総領事 Campbell に協定の通知をうければ誠実に履行すると述べながら、イギリス商人が農民と自由に取り引するのを妨げるように『商人が農民に取入れ以前に前貸しせぬよう、そうして農民の利益を守らねばならない』ことを条件にあ⁽³⁾げている。ついで一八三九年六月トルコとの第二回シリア戦争が始まったとき、戦争の解決まで施行せぬことを主張した。

第二回シリア戦争の敗北で立場が弱化したとき、ムハンマド・アリーは穀物と油性種子の専売を停止して、取引自由化への態度を示したが、独占廃止は漸次行うべきであると、イギリス総領事 Barnett 大佐に申入れて、なお引延しを図っている。⁽⁴⁾ それ以来二ケ年間、ムハンマド・アリーと領事の間で、自由交易の原理と実施法について論争がつけられた。ナイル河での船舶の自由運航を承認されると、民間船舶のイギリス人の備入れを妨害し、それが不可能になると乗組員の備入を妨害するなど、エジプト側は種々の抵抗をうけている。

一方でムハンマド・アリーは一八四一年一月二四日から新関税を実施する命令を出して、関税の増収を実現しようとした。輸入税五%、輸出税一二%は、従来の関税より高率であり、政府に専売制廃止の損失を或程度補わせるものであった。しかし、イギリス商人は棉花などの専売を解いて完全な国内での自由取引を実施せぬかぎり、新関税は納入しないと抵抗した。この結果、ムハンマド・アリーはついに一八四二年五月二六日、棉花の取引の自由化を認め、約四半世紀にわたった貿易独占制を最終的に解消した。⁽⁵⁾ かれの最後まで執着した貿易独占制は、イギリスの自由貿易政策の前に崩れ去ったのであった。

独占制は一八三六年輸出入の九五%、輸入の四〇%を政府の統制下においていた。⁽⁶⁾ 一八四九年イギリスがエジプトの貿易で輸出の四九%、輸入の四一%を制しているのを見れば、通商協定の効果は明らかであろうとはいえず、専売の益金は一八二一年で二八%(三四〇〇万ピアストル)、一八三六年で総収入の二〇%(七五〇〇万ピアストル)であった。一八四五年の貿易からみて関税収入は、輸入で五〇〇万ピアストル、輸出で二〇四〇万ピアストル、合計二五〇〇万ピアストルにすぎないから、貿易収入は約三分の一に減じるものであった。

イギリスの自由貿易政策は工業化政策にも決定的打撃を与えた。もともとムハンマド・アリーの工業化計画は多くの欠陥をもっていた。技術者や熟練労働者の不足、暑く挨の多い風土への機械の適応性の欠如、補修の技術者や部品の不足、動力の欠乏(牛力で機械を動かした)、⁽⁸⁾ 徴用された農民労働者の定着せぬこと、それに高給の外人技術者の備入れなどである。工場はつねに故障が多く、欠損がつづいた。こうして、工業生産力は一八三〇年代半ばに頂上に達したが、以後急速に衰退した。たとえば、一八三七年に二九あった棉工場は、一八四〇年には一五が減じていた。一部ではムハンマド・アリーは、政府の工場を使用する原料を一定額で供給することにより関心を懐いて、工場の保守へ

の関心が薄かったともいわれる。⁽⁹⁾

第二回シリア戦争後の貿易の自由化は、兵員の減少と相俟つて粗悪で高価な国营工場の生産物の捌口を杜絶させた。工場生産は行詰り、一八四〇年には工場は相ついで閉鎖されていたが、一八四二年完全に停止された。ムハンマド・アリーの工業化政策のため、国内の手工業は強制的に停止されていたうえに、いま工場生産も滅亡したことは、エジプトの伝統的工業を完全に失なわせる結果を招いた。

こうして、エジプトはイギリス工業製品の自由な輸出市場となるとともに、イギリス工業の単なる原料資源地と化した。『一八四一年のロンドン条約以来、トルコやエジプトの君主は、中東の政局を左右する力を失い、その平和を全く西欧の力に依存するようになった』⁽¹⁰⁾といわれる政治的隷従とともに、経済的にも専ら農産物輸出に依存する従属的政策を余儀なくされた。工業と貿易分野での収益を失ったエジプトの君主が、農業利潤を増大するために、大土地所有制を別の形で再現し、領地経営に力を注ぎはじめるのは当然の方向であった。

ロ 大土地所有制の再現

第二回シリア戦争の敗北とイギリスの自由貿易政策の重圧は、ムハンマド・アリーの基本的租税政策であった土地国有政策を逆転させるものとなった。しかし、それはかれの土地改革そのものに残存した因子の成長でもあった。かれは早く、土地国有化政策の行過ぎ是正策として、イスラム法で私有地とする授与地 *rizag* や寺院領 *waqf* の没収されたものを回復する措置をとっていた。それらとは別に、早くから開墾奨励のために設けられた *abcaīyah* 制、一八三〇年代になって租税滞納村落の管理と回復のために始められた *uhdak* 地と *chirik* 制などが、大土地所有制再現の最も有力な要因となった。⁽¹¹⁾

uhdah (複数 *uhd*) 制は租税滞納と離村者の増加した一八三一、三三年頃から見え始めている。これは滞納した租税や破産した村の税の納付を負担した者と、土地産物を一定額で政府に引渡す責任を負う者に、土地の管理権を与えたもので、税請負 (*Itizam*) に異ならなかった。⁽¹²⁾ 一八三七年以降は民間土地所有者に、土地の割当てをすることが一般的に行なわれた。これは徴税強制の手段となるもので民間地主に必ずしも歓迎されなかったことから、総督 (*Pasha*) の一族ないし高官に強制的に割当てられた。一八四四年までには *uhdah* 地は一二〇万五五九フアッダーンにのぼっ

ている。このうちムハンマド・アリー自身が一二万ファツダーン、イブラーヒーム・パシアが九万八〇〇〇ファツダーンを所有している。ウフダ権者 (muta'ahid) には所有権なく、農民の *at'har* 地の所有権が基礎をなしている。滞納者の離村は禁止され、ウフダ権者に規定額の租税を納付の責任が負わされた。ウフダ権者は農民の日傭労働で耕作させた自己の所有地の収穫か、種子や金を貸して刈分(半分)の分前でえた差額で利益をあげた。¹³⁾ 農民はウフダ権者の介在で官吏の直接の圧迫を免れるので却て好んだ。しかし *'uhdah* 権者も納税の完遂には熱心でなく、多くは滞納をつづけ、所有の効果を恣にしていたことは、ヘディープ・アッパースの継承時の状態から充分推定される。¹⁴⁾

チフリック (*chiflik*) はパシア一族に授与された土地でウフダ (*uhdah*) より個人領地に近い。開墾されたアバーディア (*ab'adyah*) 地は租税の滞納で、村から取上げられた耕作地 (*ma'mur*) である。¹⁵⁾ これは早くから存在した。たとえば一八〇九年、カイロからシュブラまでのナイル河岸に揚水機 (*sagiyah*) を設けさせ、近隣の村の土地を没収して、監督官の管理下におき、各種の野菜 (キャベツ、人參、ラディシユ、花茶) を栽培させたものなどは、その発端である。租税の滞納が増加した一八三〇年代末から増加し始め、ことに一八四一年監督の権利が世襲とされた時以來増大した。一八四四年バーネット (Barnett) はその面積が三七万一〇〇〇ファツダーンにのぼったと伝えている。¹⁶⁾

チフリック (*chiflik*) では全住民名簿が作られ、監督庁 (*diwan*) から監督者 (*nazir*) が任命され (主として陸海軍の将校)、村長 (シャイフ・ル・バラド *shaykhs al balad*) と協力し、逃亡した農民をつれ戻し、設備や役者を留意して、農民を監督して耕作させた。監督のチフリックでは一八三七年以降、農民は労働に対し収穫の $\frac{1}{6}$ を与えられたが、一八三八年 $\frac{1}{5}$ に増加された。また一八四〇年に監督のチフリックでは、火曜毎に成人が三〇パラ、青年が一五パラ、子供が一〇パラを半分現金、半分現物で与えられる約束がされた事例がみられる。村民は一定の場所を機織・油搾り、脱穀などに従事され、¹⁷⁾ 答打を以って強制された。監督官 (*nazir*) は、一人で一〇〇〇〜一四〇〇ファツダーンを監督し、農民の生殺の権を与えられていた。

こうしたチフリック (*chiflik*) は、専売制の利益が喪失した状況のもとで、農業収穫と原料農産物を確保したり、また重税で漫性的に滞納をつづけている農民所有地域やウフダ (*uhdah*) 地域の不安定な収入よりも、はるかに確実に収益をもたらすものとなり、いわば再版農奴制的に農民を強制使役する機構となった。

イバーディーヤ (ibadiyah) とチフリックは、一八五四年の法令で私有地ウシュリーヤ (ushriya) と規定され、完全な私有地となるが、その量は六三万五〇〇フアツダーンにのぼり、全農耕地の一五%を占めた。⁽¹⁹⁾ 対外借款の低当となるヘディーブ一族の大所有地がこうして形成された。

注

- (1) Drisut; *L'Egypte et l'Qurop*, III. 398 Campbell; September 17, 1833
- (2) イギリスは一八三五年以來トルコに通商協定の改定を要求していた。トルコ商人のギルドを通じなければ売買の行いえない状態を改め、イギリス商人が国内で自由に取引する権利をえようとするものであった。スルタン政府はギルドの通商独占権が失われることは、またスルタンの利益の喪失であるとして改訂に反対していた。一八三八年にいたってイギリス大使は、関税収益の増大とトルコ帝国内の通商独占制を廃止することは、エジプトのムハンマド・アリーの専売制を打倒してその財政を弱化し、その軍勢力を減少させ、スルタンにたいする不断の脅威を除去するに役立つ、という論理を以てスルタンを説得した。Campbell が、財政規定はトルコ帝国でも地域的に異っている、エジプトでの専売制排撃はトルコのように国内関税の所在やギルドの排他的特権が理由ではなかった、といっているように協定はエジプトを対象としていず、駐トルコ大使ボンソンビーのあげた理由は、全くの口実であつたと考えられる。Rivlin, op. cit. pp 184.
- (3) Campbell. July 6, 1848.
- (4) Rivlin, op. cit. p. 17. Barnett; October 18, 1841.
- (5) Barnett, May 13, 18, 1842.
- (6) Crouchley, A. F.; pp. 88, 89.
- (7) *ibid*: pp. 92, 93.
- (8) Rivlin; op. cit., p. 199.
- (9) *ibid*, p. 65.
- (10) Yale, William; *The Near East*. Michigan Univ. Press, 1963. p. 70.
- (11) Baer, Gabriel; *A History of Landownership in Modern Egypt 1800-1950*. London, 1962. p. 7.
- (12) Rivlin, H.A.B.; op. cit. p. 65.

- (13) *ibid.*, p. 65.
- (14) *ibid.*, p. 66.
- (15) *ibid.*, p. 68.
- (16) Barnett, *December 12, 1844*. Rivlin, *op. cit.*, p. 321.
- (17) Bowring, *op. cit.* p. 119.
- (18) Baer, Gabriel; *A History of Landownership in Modern Egypt 1800-1950*. London, 1962. p.18
- (19) *ibid.*, p. 20.

六、おわりに

大規模な軍事・政治と発展のために、強固な財政基盤を固め、経済改革にまでのりだしたムハンマド・アリーの改革政策は、一時財政上でも経済発展のうえでも大きな成果をあげ、近代エジプトの建設者の名に値する価値を示した。しかし、一方では過度な軍事行動や宮廷的浪費は、資本蓄積の余力を奪って経済建設を行き詰らせ、民衆を貧困に呻吟させ、一方で西欧資本主義国家の自由貿易政策による民族経済の侵略を恣にさせた。国の豊かな富と経済発展は、第一次シリア戦争以来、慢性的欠乏と行き詰りに逢着し、第二次シリア戦争でかれに破滅的屈服を余儀なくさせた。それはムハンマド・アリーにあらゆる経済建設政策と改革とを抛棄させ、エジプトが先進工業国の原料資源地に転化する方向を決定的にした。

こうして、改革と行き詰り、興隆と沈滞の極限の間を揺れ動いたムハンマド・アリーの活動の評価は、まことに困難といえる。「エジプトに外国借款をもたらさなかった君主」という評価も皮相である。限界までもちこたえただけで、借款政策のあらゆる素地を作った点を考えれば、評価は大幅に引きさされねばならないであろう。その意味では、資本主義の巨涛に醜弄されるにすぎないこの巨人の確実な評価は、未開発国の近代化、とくに経済建設に傾けた理想と夢の領域にのみ残されるものであろうか。エジプトナショナリズムの昂揚は、その点でかれの政策を肯定的にみる傾

向が強い。たとえば、アリ・アル・ギトリリーは「エジプト工業史」で「一九世紀の始めのエジプトの状況では、ムハンマド・アリーが、近代工業の建設に政府の介入を必要としたとするのは正しい。近代工業は政府の直接投資なくしては発生しなかったであろう⁽¹⁾」と主張して、その工業化計画が目的と方針において正鵠をえているとしている。またエジプト・ナシヨナリズムの研究家ハリスも「ムハンマド・アリーの治世の最大の失敗は工業化計画の失敗であった」と失敗を容認しながら、「その失敗の最大の理由は、外的事情であり、第二回シリア戦争敗北による軍備縮少で国有工場の販売市場が失われたこと、イギリス・トルコ通商条約によって播種期工業を西欧の競争から防衛する力を失った結果である⁽²⁾」と、ムハンマド・アリー末年におけるイギリスを中心としたエジプト抑圧と自由貿易政策強制の圧力を重視している。中東全域の経済史家ヘルシュラー⁽³⁾もまた一八三八年の通商条約によってエジプトの貿易独占の打倒された意義を強調している。このような外的重圧から国民経済を防衛しようとする努力が、ムハンマド・アリーの全政策のバックボーンをなしていたと主張するのが、またチャールズ・イサウィーの所論といえる⁽⁴⁾。

しかし、こうした外力への屈服を余儀なくさせたものが何であるかを考えるとき、必しもこうした手放しの肯定に終始することは許されない。

農政史家のリブリンが、当時のエジプト農民社会の貧困と窮迫した惨状とを指摘しながら、ムハンマド・アリーの失敗の原因は、過度の個人的野心とオスマン帝国への叛逆と抗争にあったことを指摘しているのは、傾聴させるものがある。「ムハンマド・アリーが個人的野心を抑えて民衆の生活改善と、健全な制度の造出に精力を傾けたなら……新時代の諸制度を守るためオスマン帝国のスルタンと協力して西欧の侵略を防止するように努力したなら、かれのエジプトへの貢献は遙かに卓越したものとなったであろう⁽⁵⁾」。たしかに、かれの財政改革政策は、うち出の小槌のように財政力を飛躍的に増大させ、それによって、野心と征服と権力欲を無限に膨張させ、その限界と反動とへの思慮を失わせたかみえる。初期の拡大された財政力は、健全な制度の造出⁽⁶⁾とギリシア出兵にみたようなスルタンとの協力⁽⁷⁾を可能にする充分な余裕をもったといえる。それを西欧資本主義に対抗する経済建設の資本にまで蓄積することは、東洋的専制君主の経験と観念の枠外であったところに、理念と実践の喰い違いが生みだす悲劇がはぐくまれたのであろう。(一九六八、一、二二二)

注

- (1) al-Ghittly, 'Ali; *Tarikh al Sina'at al-Misriyyah*. Cairo, 196 p. 97.
- (2) Harris, *Nationalism and Revolution in Egypt: The Role of the Muslim Brotherhood*. The Hague, London and Paris, 1964. p. 21.
- (3) Hershlag, Z.Y., *Introduction to the Modern Economic History of the Middle East*. 1964. p. 88.
- (4) Issawi, Charles; *Egypt in Revolution, An Economic Analysis*, London and New York, 1963. p. 24.
- (5) Rivlin, H.A.B.; *The Agricultural Policy of Muhammad 'Ali in Egypt*. Cambridge, Massachusetts, 1961. p. 250.